○厚生労働省告示第百三十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）	医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。 一～五　（略）

○厚生労働省告示第百三十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正し、医療法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当すること。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合を	租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当すること。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合を

いう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ～ニ　（略）

二　（略）

いう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ～ニ　（略）

二　（略）

○農林水産省告示第六百八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　防除を行う区域　長野県諏訪郡原村中新田（以下「防除区域」という。）

二　防除を行う期間　平成三十年四月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで

三　有害動物の種類　テンサイシストセンチュウ

四　防除の内容

(一)　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号。以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてしょくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しょくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととすること。

(二)　省令第五条第一項の定めるところにより、同項に規定する移動制限植物等について、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととすること。